



令和 8 年 1 月 16 日  
総合政策局  
社会资本整備政策課  
交通政策課

令和 12 年度までの  
社会资本整備・交通政策の羅針盤となる計画を策定  
～第 6 次「社会资本整備重点計画」・第 3 次「交通政策基本計画」を  
本日閣議決定～

国民の生活を支える基盤となる社会资本整備と交通政策を戦略的・計画的に進めるため、社会资本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき、令和 12 年度までを計画期間とする新たな社会资本整備重点計画（第 6 次計画）（内容詳細は別紙）及び、交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）に基づき、令和 12 年度までを計画期間とする新たな交通政策基本計画（第 3 次計画）（内容詳細は別紙）が本日閣議決定されました。

【見直しのポイント】

1) 社会資本整備重点計画と交通政策基本計画の一体的な策定と推進

社会资本整備政策と交通政策を「車の両輪」として連携・整合を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう、社会资本整備分野と交通分野で関連する施策を相互に盛り込むとともに、共通のゴールを掲げるなど、両計画を一体的に策定しました。

共通のゴール：「人口減少という危機を好機に変え、一人ひとりが豊かさと安心を実感できる持続可能な活力ある経済・社会を実現」

2) 社会資本整備重点計画のポイント

持続可能な地域社会、強靭な国土と力強い経済社会、グリーン社会や、社会资本整備を支える基盤の強化を重点目標に位置付け、これらの実現に向けて戦略的・計画的な社会资本整備を推進してまいります。

3) 交通政策基本計画のポイント

地域社会、成長型経済、持続可能で安全・安心な社会を支える交通や、デジタル・新技術を活用した交通の進化を基本の方針に位置付け、これらの実現に向けて、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

＜問合せ先＞

＜社会资本整備重点計画に関すること＞

総合政策局 社会資本整備政策課 田中、岡田、土屋、大平、河児

（代表）03-5253-8111（内線 24-237、24-208）、（直通）03-5253-8982

＜交通政策基本計画に関すること＞

総合政策局 交通政策課 大槻、佐藤

（代表）03-5253-8111（内線 54-703）、（直通）03-5253-8274

